県　章

滋賀県公報

令和５年（2023年）
12　月　26　日
第　474　号
火　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　規　　則
※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則（管理課）……1
※滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則（畜産課）……2
※滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課）……6
○　告　　示
救急病院等を定める省令第１条第１項に規定する救急病院（医療政策課）……8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）……8
○　公　　告
緊急防災工事計画決定公告（耕地課）……8
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）……9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）……9
○　環境事務所告示
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）……9
○　県税事務所公告
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）……10
○　農業農村振興事務所公告
土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部、東近江）……10
土地改良区役員退任公告（湖北）……11
○　土木事務所公告
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（湖東）……11
○　公安委員会規則
※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則（情報管理課）……12
○　病院事業庁公告
一般競争入札の公告……12

規　　則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月26日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

滋賀県規則第59号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則（昭和53年滋賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

３　当分の間、別表第１項の規定の適用については、同項中「17時15分」とあるのは「17時」と、「８時30分」とあるのは「９時」とする。

付　則

この規則は、令和６年１月４日から施行する。

滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県規則第60号

滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県養蜂振興法等施行細則（昭和31年滋賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号から別記様式第３号までを次のように改める。

別　記

様式第１号（第１条関係）

蜜蜂飼育届

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
電話番号
氏名または名称および代表者の氏名

養蜂振興法第３条第１項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

１　　年１月１日現在蜜蜂飼育状況

飼　育　場　所	飼　育　蜂　群　数
	（うち日本蜜蜂　　）

２　　年蜜蜂飼育計画

飼　育　場　所	飼育予定最大計画蜂群数	飼　育　期　間
	（うち日本蜜蜂　　）	１月　１日から　　月　　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　　日から　　月　　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　　日から　　月　　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　　日から　　月　　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　　日から　　月　　日まで

注１　養蜂振興法第８条第１項において、県は、蜂群配置の適正および防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整等が必要となる場合がある。この蜜蜂飼育届の提出後、同条第２項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると県が認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等の把握に関し、県から必要な協力を求められることがある。

２　電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。

３　飼育場所の欄には、巣箱の配置場所を確認することができる情報（土地の地番ならびに必要に応じ緯度および経度）を記入すること。

４　飼育計画は１月１日から12月31日までについて記入すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第２号（第１条関係）

蜜蜂飼育変更届

年　月　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
電話番号
氏名または名称および代表者の氏名

先に届けました蜜蜂飼育計画を下記のとおり変更しましたので養蜂振興法第３条第３項の規定により届け出ます。

記

年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで

注１　養蜂振興法第８条第１項において、県は、蜂群配置の適正および防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たつては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整等が必要となる場合がある。この蜜蜂飼育変更届の提出後、同条第２項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると県が認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等の把握に関し、県から必要な協力を求められることがある。

２　電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。

３　飼育場所の欄には、巣箱の配置場所を確認することができる情報（土地の地番ならびに必要に応じ緯度および経度）を記入すること。

４　飼育計画は１月１日から12月31日までについて記入すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第３号（第２条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
電話番号
氏名または名称および代表者の氏名

下記のとおり転飼したいので養蜂振興法第４条第１項の規定による許可の申請をします。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所および氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の住所および氏名
		（うち日本蜜蜂　　）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本蜜蜂　　）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本蜜蜂　　）	月　日から 月　日まで	

注１　電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。
２　転飼しようとする場所の欄には、巣箱の配置場所を確認することができる情報（土地の地番ならびに必要に応じ緯度および経度）を記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４号中「（宛先）滋賀県知事」を「（宛先）滋賀県知事」に、「通信連絡場所　電話番号　」を「電話番号」に改め、同様式注意１および注意２を削り、同様式注を同様式注２とし、同様式に注１として次のように加える。

注１　電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。

付　則

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県養蜂振興法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県規則第61号

滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県みつばち転飼条例施行規則（昭和31年滋賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号を次のように改める。

別　記

様式第１号（第１条関係）

みつばち転飼許可申請書

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
電話番号
氏名または名称および代表者の氏名

下記のとおり転飼したいので滋賀県みつばち転飼条例第３条第１項の規定による許可の申請をします。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所および氏名	最大計画ほう群数	転飼期間	飼育者の住所および氏名
		（うち日本みつばち　　）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本みつばち　　）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本みつばち　　）	月　日から 月　日まで	

注１　電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。
２　転飼しようとする場所の欄には、巣箱の配置場所を確認することができる情報（土地の地番ならびに必要に応じ緯度および経度）を記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号中「滋 賀 県 知 事 様」を「（宛先）滋賀県知事　」に、「通信連絡場所」を「電話番号」に改める。

付　則

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第１号および別記様式第３号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告　　示

滋賀県告示第455号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三 日 月　大　造

医療機関の名称	開　設　者	所　在　地	認 定 期 限
医療法人友仁会友仁山崎病院	医療法人友仁会	彦根市竹ヶ鼻町80番地	令和８.12.31

滋賀県告示第456号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三 日 月　大　造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーションそうか	守山市播磨田町110番地１ソレイユ千301号室	株式会社ゆうメディカル 代表取締役　田端偉大	守山市播磨田町110番地１ソレイユ千301号室	訪問看護 介護予防訪問看護	2560790145	令和５.10.30
ニチイケアセンター草津	草津市矢倉一丁目２－19－15	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長　森信介	東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2570600508	令和５.11.30

公　　告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、県営八反池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））に係る緊急防災工事計画を令和５年12月18日に定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

1　縦覧に供する書類　県営八反池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））緊急防災工事計画書の写し

2　縦覧場所　滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市産業観光部田園づくり振興課

3　縦覧期間　令和５年12月26日から令和６年１月30日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和６年２月14日までに審査請求をすることができる。

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和５年12月26日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第２項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課　長浜市平方町1152－２

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字綾戸539 株式会社沢井建設 代表取締役社長　澤井孝之	蒲生郡竜王町大字西横関字小田中36番	993.82㎡	令和５.12.19	6575

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和５年12月26日

滋賀県知事　三日月　大　造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東近江市小八木町1388番地 政勝建設株式会社 代表取締役　土橋清彦	愛知郡愛荘町岩倉字狭間933番、934番、935番、936番	9,070.12㎡	令和５.12.20	6576

環　境　事　務　所　告　示

滋賀県甲賀環境事務所告示第６号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和５年12月26日

滋賀県甲賀環境事務所長　青　木　純　一

1　指定する区域の所在地　甲賀市水口町笹が丘１番２の一部

2　指定する区域の表示　次の図のとおり

3　土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の

基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　トリクロロエチレン
4　土壌含有量基準（規則第31条第２項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

県　税　事　務　所　公　告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和５年12月26日

滋賀県南部県税事務所長　池　田　和　之

業　種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上田上土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和５年12月26日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長　茶　野　正　徳

1　退任

理事および監事の別	氏　名	住　所

2　就任

理事および監事の別	氏　名	住　所

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白鳥川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和５年12月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　今　井　清　之

1　退任

理事および監事の別	氏　名	住　所

2　就任

理事および監事の別	氏　　名	住　　所

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長浜南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和５年12月26日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長　　國　　友　　芳　　蔵

理事および監事の別	氏　　名	住　　所

土　木　事　務　所　公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和５年12月26日

滋賀県湖東土木事務所長　　野　　田　　英　　男

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面　積	検査済証	
			交付年月日	番　号

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和５年12月26日

滋賀県湖東土木事務所長　　野　　田　　英　　男

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面　積	検査済証	
			交付年月日	番　号

公　安　委　員　会　規　則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月26日

滋賀県公安委員会委員長　大　塚　良　彦

滋賀県公安委員会規則第17号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（平成16年滋賀県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の項の次に次の１項を加える。

古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）	第14条の２（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

付　則

この規則は、令和６年１月４日から施行する。

病　院　事　業　庁　公　告

一般競争入札の公告

滋賀県立精神医療センターに係る都市ガス供給業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６の規定により公告する。

令和５年12月26日

滋賀県病院事業庁長　正　木　隆　義

１　入札に付する事項

⑴　業務名および数量　令和６年度～令和８年度　滋賀県立精神医療センター都市ガス供給業務　一式

⑵　業務の内容等　滋賀県立精神医療センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。

⑶　ガス供給期間　令和６年４月１日から令和９年３月31日まで（定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。）。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。

⑷　履行場所　滋賀県立精神医療センター（草津市笠山八丁目４番25号）

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和５年滋賀県告示第79号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目（大分類：物品、中分類：燃料・油脂・電力）

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

電話　077－528－4314

⑸　次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
エ　会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ　銀行取引停止処分がなされている者

⑹　次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
ア　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第３条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
イ　入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
ウ　令和２年４月１日以降において、滋賀県立精神医療センター（123床）と同等規模以上の病院において、仕様書に示す全ての業務を一括して受託し、１年以上履行した実績を有すること。
エ　本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　この入札に参加を希望する者は、次の⑴から⑸までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県立精神医療センターから提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

⑴　必要とする書類
ア　入札参加資格確認申請書（入札説明書で示す別紙様式３）
イ　業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書（入札説明書で示す別紙様式４）
ウ　誓約書（入札説明書で示す別紙様式５）
エ　ガス事業法第３条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
オ　適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
カ　入札説明書の２⑻に示す実績を証する書類

⑵　提出期間　令和５年12月26日(火)から令和６年１月15日(月)まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から１月３日までを除く。）の９時から16時まで（正午から13時までを除く。）

⑶　提出場所および提出方法　滋賀県立精神医療センター事務局　〒525－0072　草津市笠山八丁目４番25号　持参または郵送による。郵送による場合は、書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）によりこの期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

⑷　入札参加資格確認通知　入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和６年１月19日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

⑸　その他　必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

４　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明　入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を令和６年１月24日(水)までに郵送または持参で３⑶に示す場所へ提出し、説明を求めることができる（ＦＡＸおよび電子メールによるものは、受け付けない。）。

その場合の回答は、令和６年１月31日(水)までに行う。

５　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先　滋賀県立精神医療センター事務局　〒525－0072　草津市笠山八丁目４番25号　電話　077－567－5001　ＦＡＸ　077－567－5033　電子メール　nb04@pref.shiga.lg.jp

⑵　契約条項を示す期間　令和５年12月26日(火)から令和６年２月８日(木)まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から１月３日までを除く。）の９時から16時まで（正午から13時までを除く。）

⑶　入札説明書等の交付方法　⑴に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方＞入札・売却・指定管理＞公告一覧（物品・委託・役務）」（https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/）からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

⑷　入札説明会　入札説明会は行わない。

⑸　質問および回答の方法等　令和５年12月26日(火)から令和６年１月19日(金)まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から１月３日までを除く。）の９時から16時まで（正午から13時までを除く。）に、指定の質問書様式に質問内容等の必要事項を記入し、持参、ＦＡＸ、または電子メールにより、５⑴に示す場所へ提出すること。

なお、ＦＡＸまたは電子メールにより質問書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

質問書の提出のあった者へ随時、ＦＡＸまたは電子メールで回答するとともに、質問受付締切後、３開院日を目途に滋賀県立精神医療センターホームページ「滋賀県立精神医療センター＞病院案内＞入札情報のお知らせ」（https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html）に取りまとめた全ての質問および回答の内容を掲載する。

⑹　入札書の受領期間および提出方法　令和６年１月22日(月)から令和６年２月８日(木)まで（土曜日、日曜日を除く。）の９時から16時まで（正午から13時までを除く。）。持参または郵送による。郵送による場合は、書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

⑺　開札の日時および場所　令和６年２月９日(金)10時30分　精神医療センター中会議室

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる（その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。）。

６　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額にその100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

７　保証金　入札保証金および契約保証金は、免除する。

８　契約書の作成の要否　要

９　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

10　落札者の決定方法

⑴　入札に参加する者が、必要な資格を有すると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

11　支払条件　前金払および部分払は、行わない。

12　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

13　その他必要事項

⑴　入札参加者は、封印した入札書および採用した託送料金種別が分かる資料を５⑹に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　落札者は、落札決定の日以後７日以内に（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　この入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は３年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を滋賀県に請求することができる。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

14　Summary

⑴　Nature of the service to be purchased：Commissioned service for city gas at Shiga Psychiatric Medical Center

⑵　Application submission deadline：16：00, January 15, 2024

⑶　Bid submission deadline：16：00, February ８, 2024

⑷　For further information, contact：Hospital Secretariat, Shiga Psychiatric Medical Center, ８－４－25 Kasayama, Kusatsu-shi, Shiga 525－0072 Japan TEL：077－567－5001 E-mail：nb04@pref.shiga.lg.jp

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号